平成２５年（フ）第３９７１号
東京都江戸川区北葛西２丁目20―19　ハピネスタナカ２―105
債務者　時田　和子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７３号
東京都江東区猿江２丁目14―８―201
債務者　金岡　知之
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７９号
埼玉県所沢市大字山口1096―３
債務者　青山　　徹
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９８２号
東京都練馬区西大泉６丁目８―14
債務者　三反田美緒
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９８６号
神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰１丁目33―３―C106
債務者　吉川　雅浩
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０１０号
東京都港区芝浦４丁目13―３―708
債務者　栗原　秀夫
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０４０号
東京都江戸川区南小岩１丁目２―15―103
債務者　川合　　治
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０４１号
東京都荒川区東日暮里６丁目29―９―701
債務者　牧　　隆志
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０４６号
東京都練馬区大泉学園町７丁目19―17―205
債務者　前田祐生子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０４９号
東京都葛飾区高砂７丁目23―５―102
債務者　小出　真人
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０５０号
東京都江東区塩浜２丁目５―１―620
債務者　小山内桂子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０５５号
東京都江東区東陽２丁目５―12―303
債務者　松尾　俊樹
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０５６号
埼玉県狭山市広瀬３丁目16―22
債務者　山城　健司
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０６２号
東京都世田谷区東玉川１丁目10―６―101
債務者　中村よし子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０６３号
東京都江戸川区南小岩３丁目27―９　翠荘B201
債務者　菅原　　厚
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０６８号
東京都足立区六木１丁目５―18―812
債務者　坂口　敦廣
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部